

## 【商品概要説明書】

(2023年12月1日現在)

商品名	教育ローン「学びくん」									
ご利用 いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 満20歳以上の個人の方</p> <p>(2) 安定継続した収入のある方 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告の実績がある方</p> <p>(3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡</p> <p>(4) 保証会社（(一社)しんきん保証基金）の保証を受けられる方</p> <p><b>【教育プランプライムをご利用いただける方】</b> 上記のほか、さらに以下の要件が必要となります。</p> <p>● お申込時点またはお借入日時点において、お申込人が借入れた当金庫の下記対象ローンのご利用状況が次のいずれかに該当する方</p> <table border="1" data-bbox="464 958 1461 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 958 528 1003"></th> <th data-bbox="528 958 1026 1003">対象ローン（次のいずれか）</th> <th data-bbox="1026 958 1461 1003">対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1003 528 1196">①</td> <td data-bbox="528 1003 1026 1196">すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン、フリーローン、住宅ローン</td> <td data-bbox="1026 1003 1461 1196">利用状況が次のいずれかに該当する方 a. 貸出実行日から6ヵ月以上経過している方 b. 完済して3年以内の方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1196 528 1440">②</td> <td data-bbox="528 1196 1026 1440">すべてのしんきん保証基金保証付カードローン ※教育カードローン「学びくんプラス」は含まない。</td> <td data-bbox="1026 1196 1461 1440">次のいずれかに該当する方 a. ご契約中の方 b. 新規契約される方 「教育プランプライム」の貸付実行日以前にご契約される方</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件	①	すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン、フリーローン、住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する方 a. 貸出実行日から6ヵ月以上経過している方 b. 完済して3年以内の方	②	すべてのしんきん保証基金保証付カードローン ※教育カードローン「学びくんプラス」は含まない。	次のいずれかに該当する方 a. ご契約中の方 b. 新規契約される方 「教育プランプライム」の貸付実行日以前にご契約される方
	対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件								
①	すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン、フリーローン、住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する方 a. 貸出実行日から6ヵ月以上経過している方 b. 完済して3年以内の方								
②	すべてのしんきん保証基金保証付カードローン ※教育カードローン「学びくんプラス」は含まない。	次のいずれかに該当する方 a. ご契約中の方 b. 新規契約される方 「教育プランプライム」の貸付実行日以前にご契約される方								
お使いみち	<p>お申込人またはお申込人の子弟、孫、被扶養親族が必要とする次の資金</p> <p>(1) 就学する学校等への1年分の納付金（入学金・授業料・施設設備費・寄付金・学校債等）</p> <p>(2) 教材費、引越費用、下宿費用、交通費等の就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内）</p> <p>(3) お申込人が（1）または（2）のいずれかのお使いみちで、当金庫または他の金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借入れたローンの借換え資金（しんきん保証基金保証付新教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>※（1）および（2）は、お申込日時点でお支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金にもご利用いただけますが、領収証等確認資料が必要となります。</p> <p>※ ご融資金は、可能な限り支払先へ振込となります。</p>									
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）									
ご融資期間	3ヶ月以上16年以内（1ヶ月単位）									

<p>ご融資利率</p>	<p>年 1.90% (固定金利)  ※教育プランプライムをご利用いただける方は年 1.80% (固定金利)  ※教育プランプライムのご利用、およびしんきん教育カードローン「学びくんプラス」をご利用いただける方は年 1.70% (固定金利)  <b>【金利適用条件】</b>  ○次の当金庫取引項目に 3 項目以上該当する方  ※ご契約時までにお手続きいただける方も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与振込または公的年金振込をされている方</li> <li>・ 四国しんきん V I S A カードを保有している方</li> <li>・ 当金庫会員の方</li> <li>・ 口座引落し 3 種目以上をご契約の方 (電気・ガス・水道・電話 (携帯電話を含む)・NHK・新聞・税金・クレジット等)</li> <li>・ 定期積金を契約している方 (本人またはその配偶者、同居の親・子含む)</li> <li>・ 当金庫の住宅ローンを利用中の方</li> <li>・ 当金庫の定期性預金残高が 100 万円以上の方 (本人またはその配偶者、同居の親・子含む)</li> <li>・ インターネットバンキングをご契約の方</li> </ul> <p>※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>元金均等または元利均等毎月返済とし、6ヶ月毎のボーナス併用返済 (ご融資金額の 50%以内) もできます。  ※ただし、元金据置期間は卒業 (予定) 月まで可能です。</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>保証会社 ((一社) しんきん保証基金) の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。</p>
<p>保証料</p>	<p>保証料はご融資利率に含まれます。</p>
<p>ご返済試算額</p>	<p>毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。</p>
<p>遅延損害金</p>	<p>年 18.25%</p>
<p>お申し込み時にご用意いただくもの</p>	<p>(1) 運転免許証  ※運転免許証を取得していない場合はパスポート・健康保険証・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書・個人番号カード等</p> <p>(2) お申込み金額 100 万円超の場合は、所得証明書、源泉徴収票等、前年度の年収が確認できる書類</p> <p>(3) お使いみちがわかる資料 (学校発行の振込用紙、請求書等)</p> <p>(4) 付帯費用のみのお申込みの場合は、就学確認書類 (合格通知、在学証明書、学生証等)</p> <p>(5) ご印鑑 (ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。)</p> <p>(6) 日本国籍以外の方は、特別永住者証明書等</p>
<p>その他ご留意事項</p>	<p>(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2) お申込みに際しては、当金庫および (一社) しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人情報情報機関および同機関が提携する個</p>

	<p>人信用情報機関にお客様の個人情報登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>